

# 医協ニュース

## 第11号

### ■今回のトピックス

TOPIX

- 第6回通常総代会報告
- 理事長挨拶
- 新役員の紹介
- 活動報告
- 平成22年度医協セミナーのご案内
- 第26回医協セミナーのご報告
- 賛助会員のご案内
- 医学書籍WEB購買・FAXサービスのご案内
- 改正育児・介護休業法についての対応

### 第6回通常総代会報告

去る平成22年5月19日（木）午後6時30分より宮城県医師会館において、第6回通常総代会が開催された。

定刻、渡部事務局長の司会で開会の後、伊東理事長の挨拶があった。出席者は本人が35名、書面出席20名、委任状出席が12名、合計67名で総代74名の半数以上になり成立を宣言。議長に佐治公明先生（仙台支部）を選出し議事へと移った。



#### 【議 事】

- 第1号議案 平成21年度事業報告並びに財産目録、賃借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件  
（事業報告を嘉数副理事長、財産目録等を高橋専務理事から説明。中川監事より監査報告があった。）
- 第2号議案 平成22年度事業計画書並びに収支予算決定の件  
（事業計画を嘉数副理事長、収支予算を高橋専務理事から説明）
- 第3号議案 借入金残高の最高限度額決定の件（嘉数副理事長より説明）
- 第4号議案 役員報酬決定の件（嘉数副理事長より説明）
- 第5号議案 定款一部変更の件（嘉数副理事長より説明）

第1号議案から第5号議案まで、原案どおり承認。

#### 第6号議案 役員改選の件

役員任期満了のため、定款に規定する理事15名、監事2名の選挙を行う旨説明。

議長より、役員選挙規約により当該候補者を当選人と決定するか議場に諮ったところ満場一致で候補者の当選が確定した。

※新役員は次項の【新役員の紹介】に掲載しております。

以上、全議案の審議が終了し、閉会した。

なお、議案内容につきましては、宮城県医師会報の7月号（7月1日発行）をご参照ください。

## 理事長挨拶



### 宮城県医師協同組合 理事長 伊東 潤造

この度、第6回宮城県医師協同組合通常総代会に於いて再度理事長にご選任いただき、真に光栄に思うと同時にその責任の重さを痛感しております。また、副理事長始め理事の先生方もご選任いただき有難うございます。

本組合では、昨年度より開業5年以内の組合員・医師会会員を対象としたクリニックの経営比較サービス、クリニックにおける人事・労務面でのトラブル防止のための人事労務管理サポート事業を開始いたしましたのでご利用いただければと存じます。

また、一昨年より「賛助会員制度」を導入し、開業医以外の宮城県医師会会員の先生方にも、組合員同様のサービスがご利用いただけますので、今後も組合員・賛助会員の先生方にはより良いサービスを提供出来るよう努力していく所存でございます。

更に、重点事業として取り組んでおります教育情報提供事業につきましては、宮城県医師会との共催により「医業経営セミナー」を26回開催してまいりました。宮城県医師会ご指導のもと引き続き組合員の皆様にお役立ていただくよう充実させていきたいと思っておりますので、今後とも組合員各位のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 新役員の紹介

任期：平成22年5月19日～平成24年5月18日

理事長	伊東 潤造 (仙台)		
副理事長	嘉数 研二 (仙台)		
専務理事	高橋 克子 (仙台)		
常務理事	青沼 清一 (仙台)	佐藤 和宏 (仙台)	
	横山 義正 (塩釜)	清野 正英 (黒川)	
理事	佐々木 悦子 (仙台)	阿部 信一 (仙台)	笹森 紀男 (角田)
	大友 弘美 (亶理)	横山 真和 (遠田)	伊東 正一郎 (桃生)
	舩 眞一 (石巻)	大坂 國通 (登米)	
監事	中川 祐輔 (加美)	三浦 義邦 (白石)	
顧問	安田 恒人 (仙台)	師 研也 (仙台)	
参与	櫻井 芳明 (仙台)	橋本 省 (仙台)	※ ( ) 内は支部名

## 活動報告 (各種会議)

### 1. 理事会

- (1) 第15回理事会 [平成22年4月21日(水)午後6時30分／宮城県医師会館]
- (2) 第16回理事会 [平成22年5月19日(水)午後7時30分／宮城県医師会館]

### 2. 関係団体各種会議

全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成21年度第4回購買部調査研究会 [平成22年6月5日(土)／岡山市・岡山ロイヤルホテル]
- (2) 平成21年度購買部会 [平成22年6月6日(日)／岡山市・岡山ロイヤルホテル]
- (3) 平成22年購買担当職員研修会 [平成22年6月5日(土)・6日(日)／岡山市・岡山ロイヤルホテル]
- (4) 平成22年福祉担当職員研修会 [平成22年6月26日(土)・27日(日)／東京都・八重洲富士屋ホテル]
- (5) 平成21年度第3回福祉部会 [平成22年6月27日(日)／東京都・八重洲富士屋ホテル]

東北北海道医師協同組合協議会

- (1) 平成22年度東北北海道医師協同組合協議会定例協議会 [平成22年6月12日(土)／山形市・山形グランドホテル]

## 平成22年度医協セミナーのご案内

宮城県医師協同組合では、組合員の皆様にお役立ていただくことを目的として、「医業経営セミナー」を開催しております。今後のセミナー開催予定は下記のとおりです。詳細は、宮城県医師協同組合から別途ご案内申し上げます。皆様の参加をお待ちしております。

回	開催テーマ	開催内容	開催日程	開催場所
第27回	【医業経営セミナー（マナーマネジメントシリーズ）】 患者さんとのコミュニケーション技法 ～クレームやトラブルを拡大させないために～	近年、医療機関でも苦情件数が増加傾向にあります。しかしながら患者さん側への初期対応さえ気をつけておけば苦情にならなかったということが少なくありません。また、苦情を受けた後の対応によりクレームが拡大し、賠償問題へとすすんでしまうケースも見受けられますので、この機会に苦情について一緒に考えてみてはいかがでしょうか。	7月 22日	宮城県 医師会館
第28回	【医業経営セミナー（税務・会計・保険シリーズ）】 法人メリット ～医療法人の上手な使い方教えます～	法人であるにもかかわらず、各種費用を先生自身が負担しているなど、法人の特性を生かしていないために余計な税金を負担しているケースがよく見受けられます。新・旧医療法人の比較、住民税・所得税のみで判断するのではない医療法人の上手な使い方を教えます。	9月	宮城県 医師会館
第29回	【医業経営セミナー（税務・会計・保険シリーズ）】 決算対策！法人と個人の違いを知ろう！ ～適切な決算対策によって節税が可能です～	毎年行っている「決算対策」。経営形態（法人または個人開業）によって対応方法が違ってくるのをご存知ですか？法人であるにもかかわらず、各種費用を先生自身が負担しているなど、法人の特性を生かしていないために余計な税金を負担しているケースがよく見受けられます。法人化している医療機関が見落としがちな決算対策についてご案内します。	10月	宮城県 医師会館
第30回	【医業経営セミナー・石巻編】 事業継承のときに考えたい資金繰り対策 ～相続対策は急にはできません～	医療機関は一般的に自己資本比率が高い業種と言われます。これは経営状況が良好な証ですが、事業継承や相続を考えると一転して大きな負担となる場合が少なくありません。事業継承や相続時の資金繰り対策は急にはできません。本セミナーでは事業継承や相続時の際に発生する費用を検証し、その対策を考えていこうとする試みです。今回は石巻にて開催いたします。	11月	石巻市
第31回	【医業経営セミナー・大河原編】 事業継承のときに考えたい資金繰り対策 ～相続対策は急にはできません～	医療機関は一般的に自己資本比率が高い業種と言われます。これは経営状況が良好な証ですが、事業継承や相続を考えると一転して大きな負担となる場合が少なくありません。事業継承や相続時の資金繰り対策は急にはできません。本セミナーでは事業継承や相続時の際に発生する費用を研究し、その対策を考えていこうとする試みです。今回は大河原にて開催いたします。	1月	大河原町

### 保険の整理をご希望の先生方へ

宮城県医師協同組合では先生方がご加入されている保険の一元管理ができますよう、加入保険の一覧表を作成する「保険証券一覧表作成サービス」（無料）を実施しております。ご希望の方は宮城県医師協同組合までご連絡ください。

## 医協セミナー（第26回）のご報告

### ●第26回（職員採用と面接のポイント）

去る平成22年5月20日（木）午後6時30分より「第26回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催した。

「職員採用と面接のポイント～優秀な人材の見極め方！面接の仕方教えます～」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、（有）エファの菊地理恵氏を講師として実施した。

当日は31名と多数の皆様にご参加いただき、面接する上でのポイントや心得等について、大変分かりやすい講演内容でした。



## 賛助会員制度のご案内

本組合では、勤務医の先生方にも開業医の先生方と同様のサービスをご利用いただけるよう「賛助会員制度」を設けております。

### 賛助会員制度

- 加入資格 …… 宮城県医師会会員（開業会員以外）
- 入会金 …… 1,000円  
（年会費、賦課金等は一切不要です。また、退会時には入会金をお返しいたします。）
- 申込方法 …… 本組合へ加入申込書をご請求下さい。  
※入会金、購買代金等をお支払いただくための口座登録が必要です。  
なお、入会金・購買代金の引き去りは業務委託先である宮城県医師会が行います。

### 主なサービスの紹介

- ① 医学書籍WEB購買・FAX購買サービス  
和書・洋書あらゆる書籍が組合員価格・送料無料でご購入できます。
- ② JMCキャンペーン  
医療機器等が組合員価格でご購入できます。

## 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。

和書・洋書あらゆる書籍が **組合員価格** さらに **送料完全無料**

和書・洋書のあらゆる書籍が組合員価格で購入いただけます。  
さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

### ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書360万件の膨大な情報にアクセス可能。  
最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。  
また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。  
ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます。(専用注文用紙)

### 宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめて、ご請求いたします。

### お申込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ④ ID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。

組合員価格  
送料無料



## 改正育児・介護休業法についての対応

平成22年6月30日に改正育児・介護休業法の主要部分が施行されます。今回の改正は育児短時間勤務制度の義務化など病院、医院にとって影響が大きな内容となっていますが、同時に育児休業取得を申し出た労働者に対する通知の義務化など、細かな改正点も見られます。以下ではその主要部分を解説します。

### 〔1〕子育て期間中の働き方の見直し

近年は女性労働者の育児休業の取得率が高まっており、出産を機に退職するという女性は減少してきています。一方で出産後に職場復帰をし、仕事と生活を両立するにはまだまだ難しいと感じている女性労働者も多いのが実情でしょう。そこで今回の改正では、子育て期間中の働き方の見直しということで、以下の3点が改正・施行されます。

#### 1. 短時間勤務制度の義務化（※）

短時間勤務制度はこれまで選択措置義務として、フレックスタイム制度や所定外労働の免除制度など複数の選択肢の一つとされてきましたが、3歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば、1日の所定労働時間を原則として6時間とする必要があります。

#### 2. 所定外労働の免除の義務化（※）

育児中の労働者が高いニーズを示す制度として、短時間勤務制度のほかに残業の免除があります。そのため、今回の改正では短時間勤務制度とともに所定外労働の免除の義務化が行われました。具体的には、3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合には、所定労働時間を超えて労働させることができなくなります。1. の短時間勤務制度と並行して請求することも可能としています。なお、改正前から法制化されている時間外労働の制限もそのまま規定されています。

#### 3. 子の看護休暇の拡充

子の看護休暇制度は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をするための休暇として平成17年4月に新設された制度です。今回の改正では取得可能日数と取得の目的が変更となりました。取得可能日数は、小学校就学前の子が1人の場合には1年に5日、2人以上の場合には1年に10日と拡充されています。また取得目的についても、子に予防接種または健康診断を受けさせる際にも取得できるように拡充されています。

### 〔2〕父親も子育てができる働き方の実現

今回の改正では、父親も子育てができる働き方を実現するために、新たにパパ・ママ育休プラスが創設される等の措置が取られています。

#### 1. パパ・ママ育休プラスの創設

育児休業は原則、子が1歳に達するまでとされていますが、今回の改正で、父母ともに育児休業を取得する場合には、育児休業取得可能期間を、子が1歳2カ月に達するまで延長することができるという制度が導入されました。この延長した期間に取得する休暇のことをパパ・ママ育休プラスと呼んでいます。この制度はあくまでも育児休業取得可能期間が延長になるものであり、父母1人ずつが取得できる休業期間の上限は改正前と同様1年のままとされています。なお、この期間には母親が取得する産後休業期間を含みます。

#### 2. 出産後8週間以内の父親の育児休業取得特例

育児休業の取得は、配偶者の死亡等の特別な事情がない限り、1回とされてきましたが、今回の改正では新

たに特例が設けられました。具体的には、妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合には、その休業を1回とカウントしないということです。これにより、例えば、父親が出産後8週間以内で育児休業を取得した場合には、再度、子が生まれてから数ヶ月後に特別な事情がなくとも育児休業を取得することが可能となります。

### 3. 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

改正前は、育児休業や時間外労働の制限については、労使協定を締結することにより配偶者が専業主婦（夫）の場合には、事業主はその取得を拒むことができるとされていました。今回の改正により、この除外規定が廃止され、すべての父親（母親）が育児休業等を取得できることになりました。

### 〔3〕 仕事と介護の両立支援（※）

今回の改正では、介護に関連した改正は少ないのですが、1点、介護休暇の新設が行われています。介護休暇とは、要介護状態にある対象家族の一定範囲の世話をを行う際に、事業主に申し出ることにより、休暇が取得できるというものです。取得できる日数は、要介護状態にある対象家族が1人の場合には1年に5日、2人以上の場合には1年に10日とされています。制度としては子の看護休暇と似通っており、取得した日については無給でも構わないとされています。

（※）の改正については常時雇用する労働者が100人以下の事業所では平成24年6月30日まで適用が猶予されます。

〔参考〕助成金について

厚生労働省は本年度育児休業、短時間勤務制度等の実施の促進を図るため各種の助成金を拡充しております。病院、医院でも活用できる助成金もありますので、ご相談ください。

豊嶋社会保険労務士事務所（宮城県医師協同組合顧問） 豊嶋 正孝

## 人事労務管理サポート事業のご案内

本組合では、人事・労務・就業規則等をテーマに医業経営セミナーを実施して参りましたが、今般、新たに「人事労務管理サポート事業」を開始いたしました。

組合員の皆様の経営サポートを目的とし、特に、人事・労務面でのトラブル防止のために、法的知識を再点検し、正しく理解して経営の安定化に向けた支援を行います。

### 相談窓口

医師協同組合に、相談窓口を設置します。

お申込みは、FAX（022-722-8242）又はE-mail（[ikyo@miyagi.med.or.jp](mailto:ikyo@miyagi.med.or.jp)）で常時お受けいたします。

回答は、社会保険労務士に確認のうえ、原則、書面でお返しいたします。微妙なニュアンス等で聞き取りが必要な場合には、社会保険労務士より直接ご連絡をさせていただきます。

### 相談料金

初期の相談につきましては、原則無料です。

ただし、就業規則・各種規程の策定依頼等個別・具体的な案件については、社会保険労務士事務所との直接取引とさせていただきます。

### お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5（宮城県医師会館内3階）  
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: [ikyo@miyagi.med.or.jp](mailto:ikyo@miyagi.med.or.jp)